

千葉県立野田看護専門学校管理規則の改正（案）の概要

1 改正理由

少子高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムの構築、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要とされるなか、看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されています。こうした中、厚生労働省、文部科学省において現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について検討が重ねられました。令和2年10月に保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が公布されたことを踏まえ、千葉県立野田看護専門学校看護学科における教育内容の充実を図るため、教育課程を定めている本規則の別表の改正を検討しています。

2 改正の概要

看護師学校養成所教育課程の見直し

別添「別表新旧対照表」参照

3 施行予定日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。